

【追加募集】令和6年度



桃原用昇高等学校奨学給付金制度のお知らせ

石垣市では、高校生を対象とした桃原用昇高等学校奨学給付金の給付を行っています。進学・修学の意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由により学費や部活等の支払いが難しい世帯に対して、高校生活を安心して学びに向かえるよう支援します。現在石垣市内の高等学校新1年生の生徒が対象となります。

◎ 桃原用昇高等学校奨学給付金（返す必要がない奨学金）

応募条件	<ul style="list-style-type: none"> 石垣市に3年以上住所を有していること。若しくは、生徒が石垣市内の中学校を卒業して、令和6年度に石垣市内の高等学校に入学し在学中であること。 中学校の評定平均値が3.5以上あること。 家計状況（右記の所得基準額以下であること）。
対象学校	石垣市内の高等学校のみ
作文審査	「桃原用昇奨学給付金を志望する理由及びあなたの将来の自立目標とその理由」をテーマに、1,200字以内で作文を提出してください。
採用人数	2名（予定）
給付金額	月額1万円
給付期間	令和6年度4月から卒業までの3年間
給付開始時期	令和6年7月以降（4月からの分を遡って支給予定）
募集期間	令和6年4月15日（月）から5月31日（金）

※その他詳しい内容については「令和6年度桃原用昇高等学校奨学給付金募集要項」をご参照ください。

※奨学金は、児童養護施設の生徒も申請可能です。

◎ 所得基準について

〔世帯の所得金額〕から下記の＜①特別控除額表＞より世帯状況に応じた特別控除額を引き、残った額が＜②所得基準額表＞の所得基準額を下回っていることが条件となります。

※ 各世帯分の収入（年収）ではなく、所得で計算します。

※世帯の所得金額については、税務課が発行する所得証明書にて計算します。

＜①特別控除額表＞

控除事由	特別控除額	
母子・父子世帯	45万円	
就学者のいる世帯 (1人につき)	自宅通学	自宅外通学
	小学校	25万円
	中学校	32万円
	高等学校、高等専門学校 (1～3年生課程)	54万円
	大学、短期大学、大学院、 高等専門学校(4年生課程以上)、 専門学校等	130万円
未就学児のいる世帯	1人につき8万円	
父母以外の者で所得を得ている者がいる世帯	父母以外の者の所得者一人につき35万円。ただし、その所得が35万円未満の場合はその金額。	

＜②所得基準額表＞

世帯人員	基準額
1人	152万円
2人	243万円
3人	278万円
4人	305万円

世帯人員	基準額
5人	328万円
6人	344万円
7人	360万円
8人	376万円

所得基準の計算例

例 世帯年収が600万円、奨学金希望者が高校1年生で、
兄（大学1年生）、弟（5歳）がいる5人家族の場合

- ◆所得基準額：328万円（5人家族）
 - ◆世帯年収：600万円 ⇒ 世帯所得：470万円
 - ◆控除内訳
- | | | |
|--------------------------------|---|------------|
| (1)本人（自宅通学の高校生＝ <u>37万円</u> ） | } | 翌年の進学時点の状況 |
| (2)兄（自宅外通学の大学生＝ <u>130万円</u> ） | | |
| (3)弟（未就学児＝ <u>8万円</u> ） | | |
| 合計： <u>175万円</u> | | |
- ◆所得計算（世帯所得470万円）－（特別控除175万円）
＝295万円

控除後の世帯所得（295万円）が所得基準額（328万円）を下回っているため、所得基準をクリアしています。

※上記控除要件は一例です。控除要件は家庭状況に応じて他にもありますので、詳しくは、石垣市教育委員会までお気軽にお問い合わせください。

石垣市は高校生活を

応援します！



【お問い合わせ】石垣市教育委員会 教育総務課 企画調整係

(電話)0980-87-5077 (FAX)0980-82-0294

(E-mail)kyouiku@city.ishigaki.okinawa.jp